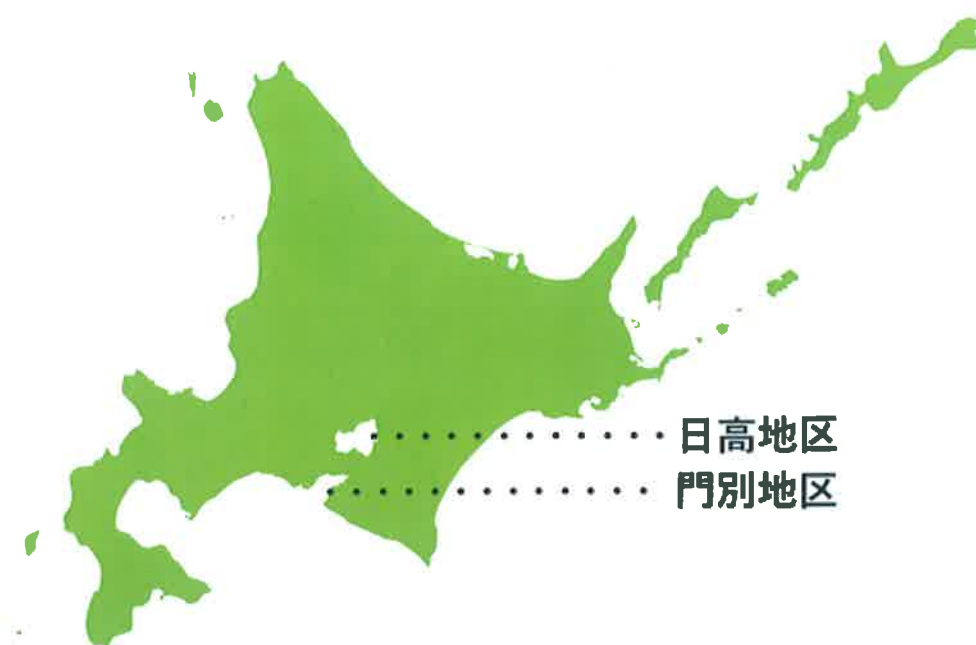


実質化された人・農地プラン



日 高 町

<令和2年12月>

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
日高町	富川西・平松	令和2年12月	令和 年 月

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	729.2ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	210.3ha
③アンケート調査に回答した農業者のうち70才以上の農業者の耕作面積の合計	41.3ha
i うち後継者がいない農業者の耕作面積の合計	41.3ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考)	41.3ha

2 対象地区の課題

・地域の中心となっていく経営体に引き受けていただけるよう、地域の農業者と関係機関が連携し取り組む必要がある。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

・町・JA等関係機関が連携を密にし、農地を拡大する意向を示している経営体及び現状維持の意向を示している経営体に引き受けていただけるよう集積を促していく。また、分散錯圃を解消する。引き受けが難しい場合には、地域の実情に応じた農地中間管理機構の活用を図っていく。

・町・JA等関係機関が連携を密にし、認定新規就農者の受入れを促進することで集積・集約化していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構の活用方針

農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
日高町	平賀	令和2年12月	令和 年 月

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	483.5ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	144.9ha
③アンケート調査に回答した農業者のうち70才以上の農業者の耕作面積の合計	67.5ha
i うち後継者がいない農業者の耕作面積の合計	66.0ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考)	66.0ha

2 対象地区の課題

・地域の中心となっていく経営体に引き受けていただけるよう、地域の農業者と関係機関が連携し取組む必要がある。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

・町・JA等関係機関が連携を密にし、農地を拡大する意向を示している経営体及び現状維持の意向を示している経営体に引き受けていただけるよう集積を促していく。また、分散錯圃を解消する。引き受けが難しい場合には、地域の実情に応じた農地中間管理機構の活用を図っていく。

・町・JA等関係機関が連携を密にし、認定新規就農者の受入れを促進することで集積・集約化していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構の活用方針

農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
日高町	富川東・富浜	令和2年12月	令和 年 月

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	730.3ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	102.9ha
③アンケート調査に回答した農業者のうち70才以上の農業者の耕作面積の合計	11.6ha
i うち後継者がいない農業者の耕作面積の合計	0ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0ha
(備考)	

2 対象地区の課題

・アンケート調査で回答のあった農業者のうち、70才以上で後継者がいない農業者はいないが、今後高齢化による後継者不足が予想されるため、地域の中心となっていく経営体に引き受けていただけるよう、地域の農業者と関係機関が連携し取り組む必要がある。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

・町・JA等関係機関が連携を密にし、農地を縮小したいと考える農業者が現れた場合には、農地を拡大する意向を示している経営体及び現状維持の意向を示している経営体に引き受けていただけるよう集積を促していく。また、分散錯圃を解消する。引き受けが難しい場合には、地域の実情に応じた農地中間管理機構の活用を図っていく。

・町・JA等関係機関が連携を密にし、認定新規就農者の受入れを促進することで集積・集約化していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構の活用方針

農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
日高町	福満	令和2年12月	令和 年 月

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	419.9ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	30.2ha
③アンケート調査に回答した農業者のうち70才以上の農業者の耕作面積の合計	0ha
i うち後継者がいない農業者の耕作面積の合計	0ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0ha
(備考)	

2 対象地区の課題

・アンケート調査で回答のあった農業者のうち、70才以上で後継者がいない農業者はいないが、今後高齢化による後継者不足が予想されるため、地域を中心となっていく経営体に引き受けていただけるよう、地域の農業者と関係機関が連携し取組む必要がある。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

・町・JA等関係機関が連携を密にし、農地を縮小したいと考える農業者が現れた場合には、農地を拡大する意向を示している経営体及び現状維持の意向を示している経営体に引き受けていただけるよう集積を促していく。また、分散錯圃を解消する。引き受けが難しい場合には、地域の実情に応じた農地中間管理機構の活用を図っていく。

・町・JA等関係機関が連携を密にし、認定新規就農者の受入れを促進することで集積・集約化していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構の活用方針

農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
日高町	緑町	令和2年12月	令和 年 月

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	419.9ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	245.5ha
③アンケート調査に回答した農業者のうち70才以上の農業者の耕作面積の合計	44.3ha
i うち後継者がいない農業者の耕作面積の合計	44.3ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	44.3ha
(備考)	

2 対象地区の課題

・地域の中心となっていく経営体に引き受けていただけるよう、地域の農業者と関係機関が連携し取組む必要がある。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

・町・JA等関係機関が連携を密にし、農地を拡大する意向を示している経営体及び現状維持の意向を示している経営体に引き受けていただけるよう集積を促していく。また、分散錯圃を解消する。引き受けが難しい場合には、地域の実情に応じた農地中間管理機構の活用を図っていく。

・町・JA等関係機関が連携を密にし、認定新規就農者の受入れを促進することで集積・集約化していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構の活用方針

農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
日高町	旭町・幾千世	令和2年12月	令和 年 月

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	991.7ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	161.5ha
③アンケート調査に回答した農業者のうち70才以上の農業者の耕作面積の合計	17.6ha
i うち後継者がいない農業者の耕作面積の合計	14.0ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	14.0ha
(備考)	

2 対象地区の課題

・地域の中心となっていく経営体に引き受けていただけるよう、地域の農業者と関係機関が連携し取組む必要がある。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

・町・JA等関係機関が連携を密にし、農地を拡大する意向を示している経営体及び現状維持の意向を示している経営体に引き受けていただけるよう集積を促していく。また、分散錯圃を解消する。引き受けが難しい場合には、地域の実情に応じた農地中間管理機構の活用を図っていく。

・町・JA等関係機関が連携を密にし、認定新規就農者の受入れを促進することで集積・集約化していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構の活用方針

農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
日高町	庫富	令和2年12月	令和 年 月

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	733.9ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	165.4ha
③アンケート調査に回答した農業者のうち70才以上の農業者の耕作面積の合計	29.6ha
i うち後継者がいない農業者の耕作面積の合計	11.4ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	11.4ha
(備考)	

2 対象地区の課題

・地域の中心となっていく経営体に引き受けていただけるよう、地域の農業者と関係機関が連携し取組む必要がある。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

・町・JA等関係機関が連携を密にし、農地を拡大する意向を示している経営体及び現状維持の意向を示している経営体に引き受けていただけるよう集積を促していく。また、分散錯圃を解消する。引き受けが難しい場合には、地域の実情に応じた農地中間管理機構の活用を図っていく。

・町・JA等関係機関が連携を密にし、認定新規就農者の受入れを促進することで集積・集約化していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構の活用方針

農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
日高町	広富	令和2年12月	令和 年 月

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	375.7ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	95.7ha
③アンケート調査に回答した農業者のうち70才以上の農業者の耕作面積の合計	53.4ha
i うち後継者がいない農業者の耕作面積の合計	48.4ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	48.4ha
(備考)	

2 対象地区の課題

・地域の中心となっていく経営体に引き受けていただけるよう、地域の農業者と関係機関が連携し取組む必要がある。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

・町・JA等関係機関が連携を密にし、農地を拡大する意向を示している経営体及び現状維持の意向を示している経営体に引き受けていただけるよう集積を促していく。また、分散錯圃を解消する。引き受けが難しい場合には、地域の実情に応じた農地中間管理機構の活用を図っていく。

・町・JA等関係機関が連携を密にし、認定新規就農者の受入れを促進することで集積・集約化していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構の活用方針

農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
日高町	豊郷	令和2年12月	令和 年 月

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	1433ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	328.6ha
③アンケート調査に回答した農業者のうち70才以上の農業者の耕作面積の合計	20.2ha
i うち後継者がいない農業者の耕作面積の合計	7.4ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	7.4ha
(備考)	

2 対象地区の課題

・地域の中心となっていく経営体に引き受けていただけるよう、地域の農業者と関係機関が連携し取組む必要がある。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

・町・JA等関係機関が連携を密にし、農地を拡大する意向を示している経営体及び現状維持の意向を示している経営体に引き受けていただけるよう集積を促していく。また、分散錯圃を解消する。引き受けが難しい場合には、地域の実情に応じた農地中間管理機構の活用を図っていく。

・町・JA等関係機関が連携を密にし、認定新規就農者の受入れを促進することで集積・集約化していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構の活用方針

農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
日高町	清島	令和2年12月	令和 年 月

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	1150.3ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	395.0ha
③アンケート調査に回答した農業者のうち70才以上の農業者の耕作面積の合計	40.0ha
i うち後継者がいない農業者の耕作面積の合計	40.0ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	40.0ha
(備考)	

2 対象地区の課題

・地域の中心となっていく経営体に引き受けていただけるよう、地域の農業者と関係機関が連携し取り組む必要がある。
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

・町・JA等関係機関が連携を密にし、農地を拡大する意向を示している経営体及び現状維持の意向を示している経営体に引き受けていただけるよう集積を促していく。また、分散錯圃を解消する。引き受けが難しい場合には、地域の実情に応じた農地中間管理機構の活用を図っていく。
・町・JA等関係機関が連携を密にし、認定新規就農者の受入れを促進することで集積・集約化していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>農地中間管理機構の活用方針</p> <p>農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</p> <p>担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</p>

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
日高町	賀張	令和2年12月	令和 年 月

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	967.6ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	265.7ha
③アンケート調査に回答した農業者のうち70才以上の農業者の耕作面積の合計	1.9ha
i うち後継者がいない農業者の耕作面積の合計	0.5ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.5ha
(備考)	

2 対象地区の課題

・アンケート調査で回答のあった農業者のうち、70才以上で後継者がいない農業者の耕作面積は少ないが、今後高齢化による後継者不足が予想されるため、地域の中心となっていく経営体に引き受けていただけるよう、地域の農業者と関係機関が連携し取組む必要がある。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

・町・JA等関係機関が連携を密にし、農地を縮小したいと考える農業者が増えた場合には、農地を拡大する意向を示している経営体及び現状維持の意向を示している経営体に引き受けていただけるよう集積を促していく。また、分散錯圃を解消する。引き受けが難しい場合には、地域の実情に応じた農地中間管理機構の活用を図っていく。

・町・JA等関係機関が連携を密にし、認定新規就農者の受入れを促進することで集積・集約化していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構の活用方針

農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
日高町	豊田・美原・厚賀町	令和2年12月	令和 年 月

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	561.8ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	214.7ha
③アンケート調査に回答した農業者のうち70才以上の農業者の耕作面積の合計	55.9ha
i うち後継者がいない農業者の耕作面積の合計	48.9ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	48.9ha
(備考)	

2 対象地区の課題

・地域の中心となっていく経営体に引き受けていただけるよう、地域の農業者と関係機関が連携し取組む必要がある。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

・町・JA等関係機関が連携を密にし、農地を拡大する意向を示している経営体及び現状維持の意向を示している経営体に引き受けていただけるよう集積を促していく。また、分散錯圃を解消する。引き受けが難しい場合には、地域の実情に応じた農地中間管理機構の活用を図っていく。
・町・JA等関係機関が連携を密にし、認定新規就農者の受入れを促進することで集積・集約化していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>農地中間管理機構の活用方針</p> <p>農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</p> <p>担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</p>

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
日高町	正和・三和・里平	令和2年12月	令和 年 月

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	657.2ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	210.5ha
③アンケート調査に回答した農業者のうち70才以上の農業者の耕作面積の合計	50.2ha
i うち後継者がいない農業者の耕作面積の合計	38.6ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	38.6ha
(備考)	

2 対象地区の課題

・地域の中心となっていく経営体に引き受けていただけるよう、地域の農業者と関係機関が連携し取組む必要がある。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

・町・JA等関係機関が連携を密にし、農地を拡大する意向を示している経営体及び現状維持の意向を示している経営体に引き受けていただけるよう集積を促していく。また、分散錯圃を解消する。引き受けが難しい場合には、地域の実情に応じた農地中間管理機構の活用を図っていく。

・町・JA等関係機関が連携を密にし、認定新規就農者の受入れを促進することで集積・集約化していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構の活用方針

農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
日高町	日高・千栄・富岡・三岩	令和2年12月	令和 年 月

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	315.1ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	234.2ha
③アンケート調査に回答した農業者のうち70才以上の農業者の耕作面積の合計	101.6ha
i うち後継者がいない農業者の耕作面積の合計	79.4ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	79.4ha
(備考)	

2 対象地区の課題

・地域の中心となっていく経営体に引き受けていただけるよう、地域の農業者と関係機関が連携し取組む必要がある。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

・町・JA等関係機関が連携を密にし、農地を拡大する意向を示している経営体及び現状維持の意向を示している経営体に引き受けていただけるよう集積を促していく。また、分散錯圃を解消する。引き受けが難しい場合には、地域の実情に応じた農地中間管理機構の活用を図っていく。

・町・JA等関係機関が連携を密にし、認定新規就農者の受入れを促進することで集積・集約化していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構の活用方針

農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。